

なお、当該バスと当該車両の衝突はなかった。

(2) 乗合バスの車内事故2

4月10日(火)午後0時30分頃、島根県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せて運行中、道路工事の誘導員の指示に従い一時停止後、発車したところ、乗客1名(女性、84歳)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が左大腿骨を骨折する重傷を負った。

事故当時、転倒した乗客は、当該バスの横向き座席に乗車していたが、床に落とした小銭を拾うため席を立ったため、発車時にバランスを崩した模様。

(3) 貸切バスが高速道路の照明柱に衝突した事故

4月5日(木)午後9時45分頃、兵庫県の高速度道路において、岡山県に営業所を置く貸切バスが乗客14名を乗せて運行中、本線とサービスエリア入り口の分岐点の照明柱に衝突した。

この事故により、当該バスの運転者と乗客1名が重傷、ほか乗客13名が切り傷、打撲等の軽傷を負った。

この事故は、当該バスの運転者が運転操作を誤ったため発生した模様。

(4) 貸切バスが大型トラックに追突した事故

4月9日(月)午前1時15分頃、岡山県の高速度道路において、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗客39名を乗せて運行中、前方を走行していた自家用大型トラックに追突した。

この事故により、当該バスの乗客4名が重傷、当該バスの運転者1名とほか乗客4名の計5名が軽傷を負った。

事故当時、当該バスは走行車線を走行していたが、前方を低速で走行していた当該トラックを追い越すため、追い越し車線へ車線変更しようとしたが、追い越し車線を走行している車両があったため車線変更できず、当該トラックに追突した模様。

(5) タクシーの車内事故

3月28日(水)午前10時15分頃、富山県において、同県に営業所を置くタクシーが運行中、前方のガソリンスタンドから国道に進入してきたタンクローリーとの衝突を避けるためにブレーキをかけたところ、当該タクシーに車椅子で乗車していた乗客(女性、69歳)の右足が当該車椅子に備えられているレッグプレート(車椅子利用者の膝下を保護するための部品)に接触し、当該乗客は右頸骨を骨折する重傷を負った。

事故当時、車いすは固定装置により緊締されており、当該乗客は二点式シートベルトを装着していた模様。

なお、当該乗客は骨粗鬆症であった模様。



【3. トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました】

トラック、バス、タクシーの各業態別に安全運転のためのわかりやすい教育用マニュアルを策定しました。

各事業者が運転者に対し指導監督する際、各社の運行実態を考慮し、各社の独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用していただけるよう周知していくこととしています。

○マニュアル本体については、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>



【4. 平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ASV）の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対する支援のための補助制度を開始します】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成24年度における事故防止対策支援事業を実施することとなりましたのでお知らせします。

○補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

① 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html

② 運行管理の高度化に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000012.html

③ 社内安全教育の実施に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000013.html



【5. 平成24年度事故防止対策支援推進事業（社内安全教育に対する支援）のコンサルティングの認定申請を開始します。】

平成24年度の事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）の補助にあたり、一定の要件を満たし、国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングを自動車運送事業者が活用する場合に対し補助を行うこととしており、補助申請の開始に先立ち、コンサルティングの認定を実施することといたしましたのでお知らせします。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000073.html



* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

